

厚生委員会記録

1 日 時 令和6年12月12日（木曜日）

開 会	午前 9時57分
休 憩	午前10時07分
再 開	午前10時51分
休 憩	午前10時59分
再 開	午前11時39分
休 憩	午前11時56分
再 開	午後 1時16分
閉 会	午後 1時38分

2 場 所 第 2 委 員 会 室

3 出席委員 9人

委員長	久 保 大 憲
副委員長	岡 部 享
委 員	柏 佳 枝
//	澤 田 和 秀
//	高 原 讓
//	豊 岡 達 郎
//	吉 田 修
//	高 田 真 里
//	高 田 重 信

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【病院事業局】

病院事業管理者	石田 陽一
富山市民病院長	家城 恭彦
富山まちなか病院長	瀬川 正孝
管理部長	藤沢 晃
管理部次長	片山 正和
参事（施設管理担当）	佐伯 誠司
参事（経営管理担当）	中田 祐一
参事（契約出納課長）	開発 則幸
経営管理課長	越村 真
医事課長	喜多埜 英司
総務医事課長	宮城 雅之
経営管理課主幹（調整担当）	豊川 嵩

【福祉保健部】

部長	古西 達也
部次長	堀田 英樹
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	山本 忠夫
保健所長	瀧波 賢治
参事（指導監査課長）	西田 清和
福祉政策課長	田近 淳
生活支援課長	谷澤 隆
障害福祉課長	大浦 寛之
長寿福祉課長	吉村 正一
介護保険課長	豊岡 秀樹
保険年金課長	砂原 正宏
保健所地域健康課長	相川 智昭
保健所保健予防課長	鈴木 富勝
保健所生活衛生課長	竹内 宗健
まちなか総合ケアセンター所長	谷川 智子
看護専門学校事務長	越村 真
福祉政策課主幹（調整担当）	千石 将史

【こども家庭部】

部長	古川 安代
部次長	高場 英人
部次長（保育・児童健全育成担当）	本郷 由佳
こども支援課長	温井 信之
こども保育課長	中川 美智留
こども福祉課長	経明 勝子
こども健康課長	堀井 由紀
まちなか総合ケアセンター所長	谷川 智子
子育て支援センター所長	石山 美樹子
こども支援課主幹（調整担当）	岩滝 新太郎

【市民生活部】

部長	大沢 一貴
部次長	野嶽 誠司
部次長（市民協働・消費生活・スポーツ担当）	豊島 栄治
参事（地域コミュニティ推進課長）	光岡 伸一
参事（スポーツ健康課長）	秋 俊浩
参事（山田中核型地区センター所長）	宮前 仁
参事（消費生活センター所長）	野村 学
大沢野行政サービスセンター所長	沢井 誠
大山行政サービスセンター所長	吉田 浩辰
八尾行政サービスセンター所長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター所長	井上 剛秀
市民課長	長森 貴弘
市民協働相談課長	栗山 朋子
細入中核型地区センター所長	堤 靖夫
地域コミュニティ推進課主幹（調整担当）	宮田 千佳

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課議事係長	土方 智樹
議事調査課主任	澤井 将
議事調査課主任	北森 俊成

7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和6年12月定例会の厚生委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（1名）を許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、柏委員、澤田委員を指名いたします。
各案件の審査については各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。
なお、質疑については、議案に直接関係のあるものだけをお願いいたします。
また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。
これより、病院事業局所管分の議案の審査を行います。
議案第172号 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

病院事業管理者 〔挨拶〕

経営管理課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありますか。

豊岡委員 富山市民病院の一般病床数を489床から452床に減らすこととなった経緯とその理由は何か、また、一般病床数の削減による経営への影響はあるのか教えてください。

経営管理課長 県は、適切な医療を広域的に提供できる体制の確保に向けて、医療機関の機能の分化や連携を進めるた

め、平成29年3月に富山県地域医療構想を策定しています。この富山県地域医療構想では、団塊の世代が75歳以上となる2025年の必要病床数を医療圏ごとに推計しており、富山医療圏では、市民病院が担う高度急性期の病床数の過剰が見込まれています。

国は、このような都道府県が策定した地域医療構想を後押しするために、財政的な支援を行っています。富山市民病院では、県が策定された地域医療構想を踏まえた富山市病院事業中長期計画に基づき、令和2年度には一般病床を50床削減しております。

これに加えて、さきの9月定例会の厚生委員会でも報告させていただきましたが、令和6年度診療報酬改定では入院患者の在院日数の短縮がこれまで以上に強く求められており、急性期病院にとっては非常に厳しいものになっております。この改定を踏まえて取組を進め、入院患者の在院日数の短縮を図った結果、病床稼働率が低下しております。

こうした経緯を踏まえ、現在休床している病床については今後も使用する見込みがないことから、今回37床を削減し、452床にするものであります。なお、本条例改正で削減する一般病床には、現在休床している病床も含んでおりますが、実際には426床の病床数で運用しております。

そのため、運用する病床数は条例改正後も変わらないものですから、患者さんの入院を制限するといったことや、病院の経営に影響があるといったことはありません。

吉田委員 実際に運用する病床数は426床ということですが、人員体制に影響はないのでしょうか。

経営管理課長 病床を426床に減らした際に病棟を1つ閉鎖しておりますが、令和6年10月に緩和ケア病棟を再開しております。看護単位としては変わっておりません。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第172号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第172号を採決いたします。
本案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は原案可決されました。
以上で、病院事業局所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第53号 専決処分報告の件（損害賠償の額を定める件）
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

経営管理課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

高田 重信委員 ただいま説明がありました医療過誤の発生について、これまでの交渉の流れや解決に至った経緯を詳しくお聞かせください。

経営管理課長 この事案につきましては、患者さん本人から個人が特定されることのないよう配慮を求められておりますので、病状等の詳細については説明を控えさせて

いただきますが、令和3年7月に行った手術の後に予期せぬ症状が確認され、検査したところ手術の過程で障害が発生したことが分かったものです。その後、入院して再手術やりハビリ、介護などを行いましたが、手術前の機能を取り戻すには至らず、後遺障害が残ってしまいました。手術適応可否の判断に問題はないものの、結果的に障害が残ってしまったことから示談を図ったものでございます。

高田 重信委員 示談に至るまでにいろいろな治療をされたということですか。

経営管理課長 そのとおりでございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては議決不要のものであります。
次に、病院事業局所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、厚生委員会病院事業局所管分を終了いたします。

午前10時07分 休憩

~~~~~

午前10時51分 再開

委員長 厚生委員会福祉保健部所管分の議案の審査を行います。  
議案第168号 富山市大沢野健康福祉センター条

例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第169号 富山市・医師会急患センター条例  
の一部を改正する条例制定の件、  
議案第170号 富山市保護施設等の設備及び運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制  
定の件、  
以上3件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉政策課長 〔議案第168号について、  
議案第169号について、  
議案概要書により説明〕

生活支援課長 〔議案第170号について、  
議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑は議案の順に行います。  
まず、議案第168号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 次に、議案第169号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 次に、議案第170号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結  
いたします。  
これより、議案第168号から議案第170号まで、  
以上3件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第168号から議案第170号まで、  
以上3件を一括して採決いたします。  
各案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、福祉保健部所管分で、ただいまの議案以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、厚生委員会福祉保健部所管分を終了いたします。

午前10時59分 休憩

~~~~~

午前11時39分 再開

委員長 厚生委員会子ども家庭部所管分の議案の審査を行います。
議案第171号 富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

こども保育課長 〔議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第171号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第171号を採決いたします。
本案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は原案可決されました。
以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、
民営化対象保育所等の選定基準に関する答申について、
当局の報告を求めます。

こども支援課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

吉田委員 説明はよく分かりました。位置づけとしては、新保なかよし認定こども園と大久保認定こども園が、この選定基準に関する答申を受けたことで、来年度以降、本格的に民営化を検討する下地ができたということでしょうか。

こども支援課長 市では新たに認定こども園を設置してきたところですが、認定こども園の民営化について保育所に準じた形で検討できるようにしたということです。

- 吉田委員 要するに、来年度以降、具体的に検討していくということですね。
- こども支援課長 今回の選定基準の要件を満たせば、検討の対象になるということです。
- 澤田委員 市有地活用による民営化については、市が持っている敷地に民間が建設費を出して施設を建てるという理解でよろしいですか。
- こども支援課長 そのとおりです。
- 澤田委員 その場合、基礎体力がある法人でないと引受けできないことになり、前よりもさらに条件が厳しくなると思うのですが、その辺はどのように考えていますか。
- こども支援課長 そのようなお考えもあるかもしれませんが、そこは法人の運営上の判断になるかと思います。
- 澤田委員 今、物価高騰で建設費もものすごく跳ね上がっている状況で、そのような条件で引き受ける法人があると思いますか。
- こども支援課長 その点については、実際の場所や対象施設もまだ具体的に決まっていないですし、法人の参入の話もまだない状況です。あくまでも、市有地活用による民営化も検討できるように基準を整えたということでございます。
- 澤田委員 新たに基準を整えたということは、これまでのような整備した施設を引き渡す手法も可能性としてはまだあるということですか。
- こども支援課長 新しい基準での民営化だけではなくて、今後は既存の手法も併用して行っていくということです。
- 高田 重信委員 新基準に基づいて選定を行う委員会などを構成する

予定はあるのでしょうか。

こども支援課長 新しい基準を満たして、もし市として民営化する方針となれば、まずそれが妥当かどうか、今回諮問させていただきました富山市民営化対象保育所等及び引受法人選考委員会に諮問し、答申を経てから判断することになります。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、こども家庭部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

高田 真里委員 県では、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの近くに児童相談所などの機能を集約するという話も出ているのですけれども、富山市で何か把握されていることがあれば教えていただけますか。

こども家庭部次長 本年8月に県知事の記者会見で、富山駅前のC i Cビル5階に富山県こども総合サポートプラザを開設することを発表されております。開設時期は、令和7年4月を予定しているとのことです。
この施設の中には、子ども相談全般に対応する富山児童相談所こども相談センター、いじめや不登校等の相談に対応する県総合教育センター教育相談窓口、ニートやひきこもり等の相談に対応する富山県こども・若者総合相談センター、非行等の相談に対応する県警少年サポートセンター東部分室を設置されると聞いております。
なお、富山県こども総合サポートプラザ開設後も、必要に応じて市町村との連携や助言も検討されているとお聞きしております。
また、県では、富山市下飯野にある富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの隣接地に富

山児童相談所、児童心理治療施設、学びの場の機能を集約した施設を整備することについても発表されております。この施設については、令和9年度中に開設するとお聞きしております。

澤田委員 保育園やこども園の入所判定時に使用する基準について、今現在、独り親の家庭は加点されると聞いているのですが、単身赴任になって一時的に一方の親のみが養育を行う状況もあると思います。そのような家庭に対する加点はないのですか。

こども保育課長 現在、こども保育課でちょうどそのような問合せを受けておまして、他の中核市などでどのような取扱いを行っているのかを調査して検討してまいりたいと考えております。

澤田委員 ぜひ検討いただけるようにお願いします。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 委員長として申し上げます。
ただいまの澤田委員の提案は大変重要なものだと思いますので、検討結果や調査過程も含めて次回の委員会において改めて説明するよう求めます。
重ねて、先ほどの分科会で高田 重信委員から、障害のある児童・生徒、さらに疑いのある子どもが増えていることが分かるデータが必要ではないかとの質疑がありました。これは議員それぞれが問題意識を持っておりまして、実際にどの程度増えているのか、やはりその実態が分からないとこれからの政策決定が難しくなると思います。次回の委員会までに数字を取りまとめ、また説明していただきたいと思っております。
ほかに質問はないようですので、この程度にとどめます。
以上で、厚生委員会こども家庭部所管分を終了いた

します。

午前 11時56分 休憩

~~~~~

午後 1時16分 再開

委員長 厚生委員会市民生活部所管分に入ります。  
市民生活部所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

吉田委員 昨日の報道で、富山市総合体育館のネーミングライツ・パートナー基本協定の締結が発表されまして、新名称が「YKK AP ARENA」に決まったとのこと。企業の冠がついたネーミングにはびっくりしたのですが、その経過と狙いについてまずお聞かせください。

スポーツ健康課長 富山市総合体育館Rコンセッション事業は、運営権を事業者委ねるコンセッション方式であります。ネーミングライツについても、運営事業者がコンセッション方式で収益を上げていくためのコンテンツの1つでありまして、収益向上に向けた営業活動の中で獲得されたものであります。事業を実施するに当たって、ネーミングライツを設定し対価を収受することができるということが要求水準書にも書いてあります。市としても、そうした収益を一定程度見込んだ上で運営費を積算して入札を実施しておりますが、金額については、当然ながら事業者同士のお話ですので、私どもは把握しておりません。事業者が、今回のネーミングライツのような形で収入を得ることによって、管理運営やこれからの施設改修をより積極的に進めていけるようになりますので、今後の市の運営費が軽減される可能性が出てくることになります。効果としては、今申し上げたような市の財政負担の軽減が一定程度図られる可能性が出てくることに加

え、今回協定を締結したYKK APは世界的にも有名な企業でありますので、そのようなビッグネームが名称となることでアリーナの知名度にいい影響が出てくると思っています。あとは、昨日の会見でもおっしゃっていましたが、YKK APがスポンサーになっておられるKUROBEアクアフェアリーズの試合やYKK AP関係のいろいろな催物も富山市総合体育館で行っていただけるのではないかと期待するところでもあります。

吉田委員            ということは、事業者にネーミングライツを付与することをもともと想定して契約されたということでしょうか。

スポーツ健康課長    事業の要求水準書は、ネーミングライツなども使ってどんどん収益を上げてくださいというような内容になっております。そのようなこともコンセッション方式では可能ですので、事業者が積極的に営業活動をされたということです。

吉田委員            ネーミングライツの金額が非公開だということですが、そういうものなのですか。市は関与できないのですか。どの程度の金額なのかも分かりませんか。

スポーツ健康課長    市では15年間の事業費として80億円余りの予算を見込んでいますけれども、それはそれとして、プラスアルファで事業者が収益を上げて、さらにいろいろな事業に活用していただけることがコンセッション方式のメリットであります。  
今回の件は民と民の契約ですので、市としては、事業者側から金額を言われたい限りは聞かないということであります。

吉田委員            2026年10月1日からの5年契約ということですが、もし5年後にYKK APが撤退すれば、また体育館の名称が変わることもあり得るのですか。

スポーツ健康課長    可能性はあります。

吉田委員      ちょっとすっきりしません、状況は分かりました。

市民生活部長      少し補足させていただきますと、この富山市総合体育館だけに限らず、全国的にアリーナ構想が進められていますが、そもそもはスポーツ庁が民間の力をより活用していきましようということで始めた事業です。特に富山市総合体育館は、新しく建てるのではなく、既存の建物を改修して利用するという全国で初めてのケースであることから、スポーツ庁からも非常に期待されているといえますか、全国的な横展開も望めるのではないかとということで、頑張っしてほしいと以前から言われておりました。

その中で、今ほど御質問があったネーミングライツについては、収益を得るための本当に一番大きな軸のような手法なのです。ですから、富山市総合体育館だけに限らず、様々な企業がいろいろな施設の名前をつけておられます。

御存じのとおり、最近、ダイキン工業がとんでもない金額でアメリカのメジャーリーグの本拠地球場の命名権を取得したことも話題になっていましたが、まさに同じことだと思います。

YKK APはすごくグローバルでビッグな会社です。なぜ黒部市ではなく富山市の体育館なのかと感じる方もいらっしゃると思いますが、全国的に見ると、当然、皆さん黒部市の企業だと分かっているのだけれども、富山の黒部だという感覚でいらっしゃいます。ですから、YKK APのネームバリューも今後十分に発揮していただきながら、2年後のB.LEAGUE PREMIERが始まる頃には、全国的にその熱がぐっと上がってきていると思いますので、我々は大変期待しているところでございます。

岡部委員      部長がしゃべった後で非常に気が引けるのですけれども、これまで市の施設として各競技団体が利用調整をしており、また、大きな大会などは開会式もあるため、富山市総合体育館でなければ開催できないことがあります。そのような利用調整の場がなくなるのかどうか非常に心配するのですけれども、その

辺はどのようなのですか。

スポーツ健康課長 市民利用は今後も行っていくしますので、リニューアルした後も当然ながら今までどおりの取扱いになります。

ただし、興行やB. LEAGUE PREMIERの事業がしっかりと実施されますので、そのような部分で市民利用の日数が多少減る可能性はありますが、基本的にはこれまでと同じ取扱いで対応していきます。

岡部委員 多少ならいいのですが、ほとんど使えないような状態にならないように対応をお願いします。競技団体はたくさんありますので、それぞれが全国大会や北信越大会などの大きな大会をちゃんと誘致できるように、市としてこれまでどおり配慮いただくということもぜひお願いしたいと思います。

高田 重信委員 Rコンセッション事業の進捗状況や、市と事業者とのやり取りなどで何か聞かせてもらえることがあれば教えてください。

スポーツ健康課長 Rコンセッション事業は本年9月に事業契約を締結し、現在は事業者のほうで、基礎改修工事の基本設計中であり、基本設計完了後、来年4月から工事に入ります。運営事業者とは、工事中、完全に閉館してしまう間の施設管理の分担や、工事後の改良に向けて、例えば体育館の美術品や不要になった備品などの取扱いをどのようにしていくのかについて、今協議しております。

あとは、富山グラウジーズがB. LEAGUE PREMIERに参入することが本年10月に決定したことや、昨日発表されたネーミングライツの話など、事業者側の準備も順調に進んでいるという認識でございます。

高田 重信委員 期待の大きな事業でありますので、先ほど岡部委員も言われたように、市から事業者へ市民の声も少し

届けていただければありがたいなという思いであります。よろしく願いいたします。

高田 真里委員 県が県総合運動公園のそばに武道館を建設するという話をされているのですけれども、富山市として関係していることや把握している内容があれば教えていただきたいと思います。

スポーツ健康課長 今年3月から基本設計業務が始められて、11月に基本設計が完成したことが11月19日に県から公表されております。基本的には、その内容以上のことは市として把握しておりません。  
また、それほど頻繁にはないですけれども、大きな武道館ができることで、その周辺の施設とどのような連携ができるのか、県の担当者と以前からやり取りをしています。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ここで委員会条例第44条により、私から委員としての発言を行いたいと思いますので、一旦副委員長と交代いたします。

〔委員長と副委員長の交代〕

副委員長 それでは、委員長に代わって、しばらく委員長の職務を行います。

久保委員 せっかく時間がありますから、少し部長とお話をしたいと思います。

1つは、今年カタールレ富山がJ2復帰を果たしました。富山グラウジーズも大変調子がいいということで、新聞紙面でもスポーツ分野の大変いいニュースが続いているのですが、このようなプロスポーツを富山市としても支えてきた中で、こうして成果を上げています。このことについて市としてどのように

受け止めて、どのようなことを期待しているのか、  
まずはお聞きしたいと思います。

市民生活部長 先日のカタール・富山のJ2復帰については、シーズンが始まる前と後に必ず左伴社長が市長表敬にお越しになられて、ぜひまた何年かのうちにJ2に上がりたいと非常に強い気持ちを持っておられました。我々とすれば、難しいことだけれども、意外と左伴さんならやってくれるのではないかという期待感も持っていました。非常にうれしいですし、私個人だけではなくて、やっぱり市民全体、県民全体にも同じような気持ちが波及しているのだろうと思います。市長がよく言うフレーズなのですが、スポーツの持つ力というのは、元気や勇気を与え、それが活力にもつながり、ひいては活性化につながっていくのだと。まさに私も同感でございまして、スポーツの持つ力の大きさを最近は特によく感じているところであります。

先ほど富山市総合体育館のネーミングライツの話もありましたが、プロ野球オールスターゲームの誘致なども含めて、今後スポーツ界が盛り上がり、市民がどんどん元気になればいいなと思っております。

久保委員 将来プロスポーツ選手になりたいという子どもたちがいる中で、部活動の地域移行の話があります。調べてみたところ、中学校で夜間照明があるのは上滝中学校だけで、ほかの中学校には夜間照明がないのです。一方で、ほとんどの小学校には夜間照明があって、学校開放等でスポーツ少年団の子どもたちが使っています。

これはしっかりと協議しておかないと、すぐに地域移行したら、市教育委員会は私たちは関係ありませんと言うかもしれないし、指導者が代われば当然練習方法が変わり、練習時間も変わることが予想されます。

会派からの予算要望の中にも入れたのですが、私としては、中学校の夜間照明について、市民生活部としてもアンテナを張っていろいろな形で情報を収集

し、市教育委員会もしくはスポーツ庁と今後の課題の整理をしていただきたいと思うのですが、部長の御所見を伺います。

市民生活部長 委員からの御指摘のとおり所管は教育委員会なので、私からは話しにくいところがあるのですが、市民生活部としてスポーツを振興するという意味での発言と捉えていただければと思います。

部活動の地域移行は非常に難しい課題でありまして、本会議の答弁でも申し上げたとおり、費用や会場の問題がクローズアップされる非常に大きな課題だと思えます。まさに今の夜間照明の話は特に大きく関係しております。小学校の夜間照明について、なかなか希望に沿えず、もう電球が切れているところも大分あるのですが、何とか修繕しながら維持している状況で、将来的にはLED化なども見越しながら検討していかなければいけないと思っています。そのときには当然、地域のグラウンドということで、小学校だけではなく中学校のグラウンドも同じフィールドと考えれば、夜間照明を設置する可能性も出てくるのではないかと思います。

ただ、そのときには当然、今の利用状況をしっかりと検証した上で、本来その場所に必要なのかどうかについて、市の施設全体の中で考えていくべき課題であると思っています。

久保委員 調査・研究を進めていただきたいと思います。

最後に、スポーツで市が元気になって、学校、子どもたちも元気になっていく中で、元気がないのは町内会です。

町内会の役員の成り手不足は過去の答弁の中にもあったのですが、市の職員の中には率先して町内会の活動に参加される方もいらっしゃるれば、市職員だとばれないように、息を潜めて、そっと生活を送っておられる方もいらっしゃると思います。市の業務に携わる中で、町内会との関係は本当に重要な勉強にもなりますし、地域の声を吸い上げていくことは市職員にとっても大変重要なことだと私は思うのです。

ぜひ、地域コミュニティーを所管している市民生活部、そしてその部長として、もっと地域活動に参加するよう職員の皆さんに広く啓蒙・啓発をしていただきたいと思いますと思いますが、部長の御所見をお伺いします。

市民生活部長 富士山で例えますと、私からは5合目ぐらいの範囲までしか言えません。

これはやっぱり、市長からしっかりとっていただくことが大事なのではないかと思います。

ただし、我々としてもできることはあります。私の住んでいるところは本当に小さい町内会ですので、20代半ばからずっと父親の代わりに役員をしておりましたが、最近後輩ができてようやく世代交代ができました。

何を申し上げたいのかというと、結局そのように世代交代をしない限り、なかなか町内会に入り込めないということも現状としてあるのです。

ですから、以前、町内会にアンケートを取ったときにも、若い人にどのように参画してもらうのかという課題について、例えばIT担当など何か新しい役職に就いてもらうことでどんどん町内会に加わってもらう、あるいははたちの集いなどの機会にしっかりと関係をつなぎ止めておくようなことをしていかないと駄目だろうという話が出ておりました。

ただし、市の職員が町内会に参加することは、義務ではないのですけれども、やはり委員がおっしゃるように、そういった場に常に参加していることで、町内会の声を市に直接届けてもらうこともできますし、仕事にフィードバックできることもたくさんあります。

ですから、そうした経験も踏まえて、市職員の仕事には町内会の活動にも役立つということをしっかりと伝えていきたいと思います。まずは市民生活部の中で伝えていきたいですし、ひいては市役所全体にそのような雰囲気広がっていけばいいなと思います。

ぜひ機会を捉えて市長にも御相談させていただきた

いと思います。

久保委員 実は、昨日、我が会派からの重点要望の中でも市長にお伝えしてあります。  
ぜひ市職員の皆さんが町内会長になられて、様々なところで我々議員がお会いできるような関係になればいいなと思います。今、部長がおっしゃったとおり、私は若い職員にこそ、町内会の活動に入って活性化していただきたいと思っています。  
実は県では条例を改正して、地域貢献活動のための特別休暇が取れるようになるそうです。これは町内会活動等に参加するときに特別休暇を取得できるというものでありまして、ぜひ市民生活部としても、町内会活動の支援策の1つとして、この動向も注意深く見ていただければありがたいと思います。

副委員長 それでは、これで私の委員長としての職務は終了しましたので、委員長と代わります。

〔副委員長と委員長の交代〕

委員長 ほかに何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、厚生委員会市民生活部所管分を終了いたします。  
これで、12月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように取り計らいます。  
これをもって、令和6年12月定例会の厚生委員会

を閉会いたします。

令和6年12月定例会  
厚生委員会記録署名

委員長 久保大憲

副委員長 岡部 享

署名委員 柏 佳枝

署名委員 澤田和秀